

## 第16回 森林総合利用協議会次第

日 時：平成28年6月24日（金）

午前10時～

場 所：県庁防災新館 411会議室

1 開 会

2 委員および職員の紹介

3 林務長あいさつ

4 議事

「魅力あるやまなしの森林スポット100選」箇所選定について

5 閉会

## 森林総合利用協議会委員名簿

(任期:平成27年1月21日～平成29年1月20日)

No	氏名	備考
1	石原 三義	(公社)やまなし観光推進機構 専務理事
2	磯田 進	昭和大学 講師
3	風間 ふたば	山梨大学大学院総合研究部 教授
4	川手 一郎	弁護士
5	木村 靖郎	元山梨県林務長
6	窪田 修	(一社)山梨県不動産鑑定士協会 会長
7	齊藤 三恵	公募委員
8	佐野 和広	山梨県町村会 副会長(南部町長)
9	相馬 保政	(公社)山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
10	田中 美津江	(公財)オイスカ山梨県支部
11	田辺 篤	山梨県市長会 会長(甲州市長)
12	内藤 友雄	山梨県土地家屋調査士会 副会長
13	宮澤 恵子	武田の杜森林セラピー基地運営協議会 ガイド専門部会長

(敬称略:50音順)

## 森林総合利用協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたって利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

### (協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- 3) 県域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

### (座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は会務を総理する。

### (会議の招集)

第6条 会議は座長が招集する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課がおこなう。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

### 附則

この要綱は平成9年3月28日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成12年9月18日から施行する。

この要綱は平成17年11月11日から施行する。

この要綱は平成19年12月18日から施行する。

この要綱は平成22年2月4日から施行する。

この要綱は平成24年3月29日から施行する。

この要綱は平成27年1月21日から施行する。

# やまなしの森林プロデュース事業 ～本県の誇る森林資源の新たな使い道～

## 未知の山梨プロデュース -達人の森遊び-

### 【コンセプト】

■具有林の豊かな森林を観光・レクリエーションの場として活用し地域活性化を図る  
・よく知られた観光資源以外の、魅力あるローカルスポットを新たな資源として活用  
・企業・団体向けの新たな森林利用や、地域産業と連携した森林公園の活用を提案

### 《魅力あるやまなしの森林スポット100選》

○部内審査情報に市町村等からの情報提供を加え、県森林総合利用協議会の意見を聽いて選定

### 癒し



### 眺望



### 注�



### 燐さ



## 富士山世界文化遺産 南アルプスエコパーク ハケ岳・清里 昇仙峡・奥秩父

山梨県  
Yamanashi Prefecture

【ダイナミックやまなし総合計画の政策目標】  
■自然を目的として本県を訪れる観光客数の増加  
(H26) 5,425千人→(H31) 5,788千人  
363千人増

### 《企業・団体への森林レクリエーション利用の場の提供》

「目的」企業・団体を対象とした、レクリエーション活動や結婚・出産等の記念植樹の場(「クライン・ガルト」)

の提供による、地域での飲食、歴史や食の体験等を通じた地域産業振興

「提供場所」市町村と連携している「森林文化の森」内に設定

一区画: 1,000m<sup>2</sup>(苗木300本)、年10箇所程度を想定

「活動経費」必要経費(技術指導等、苗木、看板、管理)及びふるさと活性化経費

(弁当、お土産、地域ガイド)は企業・団体が負担

「オブショナル」(森の癒しプログラム)

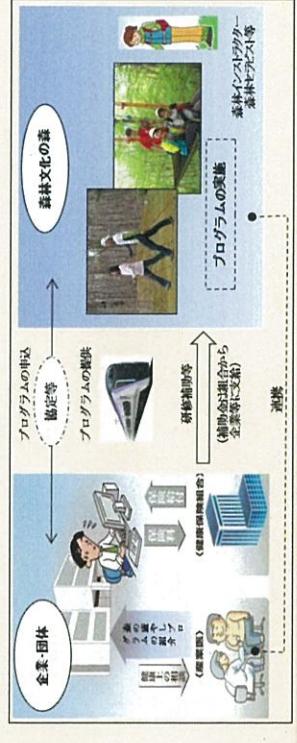
記念植樹・森づくり・地域ツアーアー等  
(基本プログラム)

「事業フレーム」

「オブショナル」(森の癒しプログラム)

「事業フレーム」

・県内の森林インストラクター、森林ヒーリスト等が市町村等と連携して「森の癒しプログラム」を企業・団体に提供  
・メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診結果にもとづく、受診者保健指導の実施が義務化(H27.12)  
・労働者が50人以上いる事業所の毎年1回ストレッチ実施が義務化(H27.12)



全体スケジュール	H27	H28	H29-H31
森林スポーツ100選 選定	HP等作成 HP作成	写真等 準備 選定	首都圏PRイベント出展 HPによる情報発信

企画・開発	募集・利用 登録	新規登定	企業・団体へのセールス
ライン・ガルト			カケラバ作成

- 発信方法  
①パンフレット等を作成し、首都圏にPR  
「地域グルメや温泉等周辺情報を入れたモデルコースを掲載」  
「やまなし観光推進機構と連携、首都圏の観光フェア等に出演」  
②県HPによる情報発信  
「県HPに専用サイトを開設し情報発信」